平成２３年（フ）第２３９号
三重県四日市市新正３丁目15番23号　ニューホワイトシャインＡ１
債務者　萩　麻美子（旧姓岡副）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４１９号
宮崎市大字小松941番地１　かすみ荘101号
債務者　齋藤　博子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１４４号
北海道小樽市若竹町30番16号
債務者　尾崎　芳永
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１８３号
北海道小樽市入船３丁目５番18号　ライフアベニュー102号、前住所北海道小樽市最上１丁目19番21号
債務者　森　　幹広
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１０２号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西２丁目17番地２―201号
債務者　高野　初美（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１４９号
宮城県遠田郡美里町北浦字駒米18番地２　遠藤住宅―Ｐ
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳118番地　町営一本柳住宅８号
債務者　菅原　芳子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１８６号
福島県郡山市安積町牛庭字上牛庭174番地
債務者　大野　公章
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９２号
福島県須賀川市古舘106番地　リバーヒルズ203号
債務者　阿部　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
福島県郡山市大槻町字原田93番地　県営住宅40棟029号
債務者　吉田　八郎
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第４００号
山梨県甲府市下河原町３番23―306号
債務者　板倉　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
長野市三輪６丁目23番７号
債務者　結解　正治
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
長野市三輪６丁目23番７号
債務者　結解　庸登
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
長野県松本市北深志１丁目９番31号
債務者　日浦　洋明
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２６０号
長野県塩尻市大字広丘野村1375番地21　コーポサークルワンＢ307号、前住所長野県塩尻市大字広丘高出1967番地１　レオパレスグリーンヒル塩尻203
債務者　伊藤　元良
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３８３号
兵庫県伊丹市南町３丁目１番15―313号、前住所兵庫県芦屋市高浜町８番１―124号
債務者　村岡眞知子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部